

横手市資金管理運用方針

1. 目的

この方針は、横手市資金について、管理の原則及び管理方法を定めることにより、安全性及び流動性を確保した上で、より有利な運用を図るため効率的な資金管理を行い、市の健全な運営に資することを目的とする。

2. 対象資金

この方針の対象となる資金は、会計管理者が保管する歳計現金、歳入歳出外現金、基金及び預託金並びに病院事業管理者及び上下水道事業管理者が管理する現金預金とし、それぞれが運用について責任をもつ。

3. 基本原則

資金管理にあたっては、優先度の高い順に安全性、流動性、効率性を確保することを原則とし、地域への影響を常に念頭に置き、市民利益を第一に考えなければならない。

(1) 安全性の確保

元本の安全性の確保を最重要視し、資金元本が損なわれることを避けるため、安全な金融商品により保管及び運用を行うとともに、預金については金融機関の経営の健全性に十分留意する。

(2) 流動性の確保

支払い等に支障をきたさないよう、必要となる資金を確保するとともに、想定外の資金ニーズに備え、資金の流動性を常に確保する。

(3) 効率性の追求

安全性及び流動性を十分確保した上で、運用収益の最大化を図り、また、効率的な資金調達に努める。

4. 資金計画の策定

(1) 資金収支計画の策定

① 歳計現金及び歳入歳出外現金

会計課は、各部署から提出される収支計画書を基に、毎月の資金計画を策定するものとする。

② 基金

財政課は、各基金所管課と調整の上、毎年度、基金の積立及び取崩しの計画を策定するものとする。

③ 預託金

制度融資に係る預託金を実施している部署は、融資実績等を考慮しながら、関係部署と協議の上、毎年度、預託先を決定するものとする。

④ 企業会計の現金預金

現金預金の管理及び運用は、必要に応じて会計管理者と協議し、各事業管理者が行う。

(2) 資金管理運用計画の策定

会計管理者は、資金（企業会計に係るものを除く。）の運用にあたっては、毎年度、本方針に基づき、資金管理運用計画を策定し、横手市資金管理会議に諮り決定する。ただし、資金管理運用計画は毎月の資金状況に大きな変化があった場合等においては、必要に応じ見直すものとする。

5. 金融商品の選択・運用

(1) 金融商品の原則

① 歳計現金等

歳計現金等は支払に対する準備金であり、主に指定金融機関の普通預金及び通知預金で確保するほか、定期預金又は年度内に満期を迎える債券（国庫短期証券を含む。）で運用する。

② 基金

普通預金で流動性を確保するほか、基金の性質に基づいた方法により次に掲げる金融商品から選択して運用する。

- (ア) 定期預金
- (イ) 国債（国庫短期証券を含む。）
- (ウ) 地方債
- (エ) 政府保証債
- (オ) 財投機関債

③ 債券購入価格の考え方

基金に係る資金運用において債券を購入する場合は、原則として購入価格が100円以下のものとする。ただし100円以下での購入が困難な場合には100円を超える債券であっても、償還時の元本と購入時から償還時までの利払いの合計額が当

該債券の購入価格を上回り、かつ、他の金融商品で保有するよりも有利に運用できると考えられる場合に限り購入できることとする。

(2) 運用期間の原則

① 歳計現金等

金融機関への預入は、支払準備資金が 20 億円以上で、かつ 1 か月以上余裕が見込まれる場合に、定期預金又は年度内に満期を迎える債券（国庫短期証券を含む。）で運用する。

② 基金

定期預金による運用は、1 年を上限とする。

債券による運用は概ね 10 年を上限とするが、長期にわたり取り崩す予定がない基金については、各基金の設置目的並びに積立て及び取崩しの計画等を確認して 20 年を上限として効率的な運用を行う。

(3) 満期保有の原則

資金運用にあたっては、当該金融商品を満期まで保有することを原則とするが、次のいずれかに掲げる場合にあっては運用中の預金の解約又は債券の売却を行うことができるものとする。なお、解約・売却時には理由、方法等について説明書類を付して起案・決裁をするものとする。

(ア) 支払資金として確保する必要がある場合

(イ) 資金の安全性を確保することが必要となった場合

(ウ) 安全性を確保し、さらに効率的な運用を行うために商品の組換えを行う場合

(エ) 債券の売却により発生する経過利息を含む売却益が、同債券の売却日から満期日までに受け取る償還差益を含む総利息額より多い場合

(オ) 経過利息を含む債券購入価格より経過利息を含む売却価格が高く、かつ、経過利息を含む売却益が同債券の年間利息分より多い場合

(4) 金融機関選択の原則

資金の預け入れを行う金融機関は、原則として横手市指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関とする。

指定金融機関については、指定金融機関業務のコストを勘案し、金利差にかかわらず、預金予定額の 50%以上を預け入れる。

指定代理金融機関及び収納代理金融機関については利率の引き合い等により、預金利率が有利であることや、預金と横手市に対する債権との相殺が可能であること、かつ、横手市との事務処理が円滑に行われる金融機関であること等を総合

的に勘案して選択する。

ただし、次の各号のいずれかに該当する金融機関には預金しない。また、運用期間中に次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに預金を解約し、元金の保全を図るものとする。

- (ア) 自己資本比率が国内基準の4%を下回った場合
- (イ) 格付け機関による格付けが公表されている金融機関にあっては、長期債の格付けが投資適格等級未満の場合
- (ウ) 他の金融機関と比較し、ディスクロージャーの内容が著しく劣り、あるいは改善が見られない場合
- (エ) 資金取扱業務の中で事故等が発生した場合に、誠意ある対応がなされない場合
- (オ) 会計管理者が求めた事項に対し、明確な説明が得られない場合

(5) 証券会社選定における原則

債券の選定については、証券会社各社からの情報を基に購入価格、利率、利回り等の最も有利な商品を選定する。なお、地方債に関しては、発行元の地方公共団体の財政状況も参考とする。

購入先の選定については、引き合い方式又は相対方式により最も有利な条件の証券会社から購入することとするが、同等の場合には日頃の提案内容や情報等のサービスも考慮し、市への貢献度を含め総合的に判断する。ただし、秋田県債等、指定金融機関から購入可能な債券にあっては、当該金融機関からの購入も可能とする。

6. 管理体制

(1) 横手市資金管理会議

横手市資金管理会議（以下「会議」という。）は、資金管理運用計画の決定や金融状況の変化等により必要に応じ横手市資金管理会議要綱で定める座長が招集する。ただし、座長が必要と認めるときは会議を招集せず、書面による協議に代えることができる。この場合において座長は、決定事項を書面により速やかに市長に報告しなければならない。

(2) 資金管理会議幹事会

資金の保全及び運用において、迅速な対応が求められる状況に対応するため、

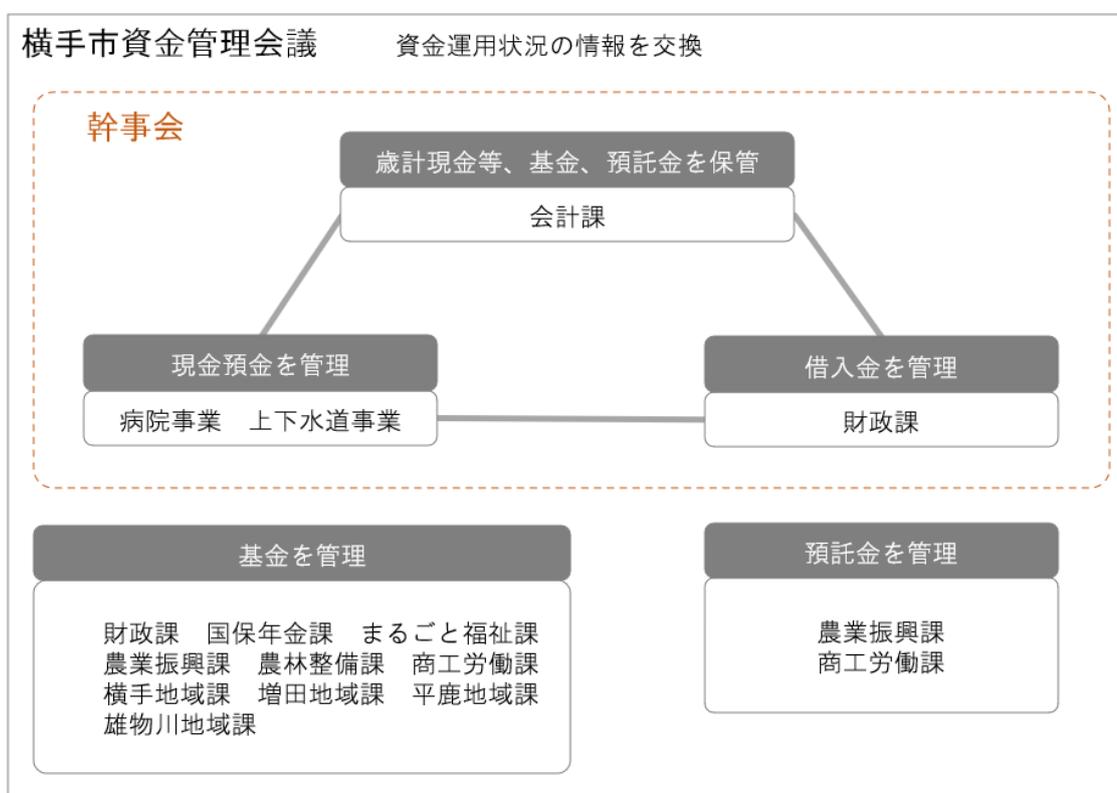
会議の中に資金管理会議幹事会（以下「幹事会」という。）を設ける。幹事会は、資金の保全及び運用において、決定の遅れが著しく不利益となる状況において対応し、結果を会議の構成員に報告する。

（3）権限及び責任

本方針の適用を受ける資金管理の権限及び責任は会計管理者が有する。会計管理者は、金融情勢等に応じた的確な判断のもとで安全かつ効率的な資金管理を行うため、必要に応じ会議の意見を聴く。

（4）資金管理に従事する者の義務

資金管理に従事する者は、扱う資金が市民から付託された公の財産であることを踏まえ、すべての資金管理に関する事項を判断、決定、実行するにあたり、市民の利益を第一目的として、法令及び本方針に定める諸要件を誠実に守らなければならない。あわせて、資金管理を行うにあたって、最も市民の利益となるよう、金融情勢等に対して、一般の資金運用者が払うべき注意を怠ってはならない。



7. リスク管理

(1) 金融機関経営状況の把握

- (ア) 金融機関の経営状況の把握は、金融機関の決算資料、ディスクロージャー誌、格付機関による格付情報、株価その他の公表されている情報によるものとする。
- (イ) 金融機関の経営状況を把握するために用いる主な経営指標は、健全性に関しては自己資本比率、不良債権比率及び保全比率とし、収益性に関しては業務純益、経常利益、当期利益等とし、流動性に関しては預金量、貸出量、流動性資産比率の推移等とする。
- (ウ) 金融機関の経営状況の分析及び評価は、収集した経営指標による同種及び同規模の他の金融機関との比較、同一金融機関の時系列による比較等により行うものとする。

(2) 金融機関の経営状況が悪化した場合の対応

- (ア) 資金を保全するための対応は、預金先金融機関の自己資本比率、不良債権比率、経常利益等の経営指標から総合的に判断して経営状況が悪化していると認められる場合又は金融庁が預金先金融機関に対し早期是正措置を発動した場合に行うものとする。
- (イ) 会計管理者は（ア）の場合に該当すると認めたときは、市長及び幹事会に預金先金融機関の経営指標その他の経営状況又は早期是正措置に関する情報を報告するものとする。
- (ウ) 幹事会は、（イ）の報告があったときは、預金先金融機関の経営状況に係る情報を総合的に検討の上、対応方針案を策定し、市長に報告するものとする。

(3) 預金先金融機関の経営が破たんした場合の対応

- (ア) 会計管理者は、預金先金融機関の破たんに係る情報を入手したときは、速やかに預金先金融機関の破たんの事実関係及び破たん処理の方式について金融庁、預金保険機構等に確認した上で、市長及び会議に対しその内容を報告するものとする。
- (イ) 会議は、（ア）の報告があったときは、預金先金融機関の破たんに係る情報を総合的に検討の上、対応方針を策定し、市長に報告するものとする。

8. 本方針の見直し

この方針に重要な変更等の必要が生じたときは、会議で協議し、見直すものとする。

附 則

この方針は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和7年4月1日から施行する。